

自民「緊急事態」糸口に再開模索

通常国会は憲法記念日の三日、会期末（六月十七日）まで一月半を切った。新型コロナウイルス対応が優先される中、憲法に関する与野党の議論の場となる衆参両院の憲法審査会は、一月の召集以降、一度も開かれていない。自民党には感染拡大時の「国会機能の確保」を糸口に審議再開を模索する動きがある。一方で現状での改憲論議には、与党内でさえ「便乗」とする冷やかな見方が出ている。

（井上峻輔）



■提案
「オーバーシュート（爆発的感染）が起きた場合、国会はどうか対処すべきなのか。極めて緊急で、重要ではないか」

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された四月十六日。衆院憲法審の新藤義孝・与党筆頭幹事（自民）は、「緊急事態における国会機能の確保」をテーマとして野党に審議を求めた。

国会内で感染が拡大し、憲法が定める定足数「総議員の三分の一以上」を満たせなくなる事態や、来年十月の衆院議員の任期満了までに総選挙ができない場合の任期延長を想定したものだ。任期延長は自民党の改憲四項目の一つ「緊急事態

「どさくさ」与党内から批判も

条項」の条文に含まれる。立憲民主、国民民主、社民などの野党共同会派と共産党は「国会議員も密集は避けよう」という中では、受ける、受けない以前の問題だ」（山花郁夫・筆頭幹事）立憲民主」と、非公式の幹事懇談会に応じず、与党の提案を拒否した。

■波及

緊急事態宣言と緊急事態条項は、緊急時に一定の私権制限を可能とする点で共通しているが、決定的に違うのが国会による統制だ。

緊急事態宣言は、発令する際は国会に報告することが特措法で義務づけられている。事前報告とは限らないが、一定の歯止めにはなる。また、都道府県知事による外出自粛要請や休業指示に強制力を持たせるなど、私権制限を強める場合は法改正が必要なため、必ず国会のチェックを受ける。

これに対して緊急事態条項は、法律と同等の効力を持つ政令を、国会のチェックを経ずに定められるという規定。強い私権制限を含む政令でも、政府の一存で出せてしまう。

■飛躍
安倍晋三首相は自民党総裁任期中の改憲実現という目標にこだわりを持つ。感染拡大の緊急性に着目した「国会機能の確保」というテーマ設定は、野党を説得するための方便といえる。

だが自民党内でも、改憲論議を進めることには「ややどさくさ。もう少し落ち着いてから対応すべきだ」（二階俊博幹事長）と便乗批判が根強い。公明党の山口那津男代表は任期延長について、現行でも有事における参院の緊急集会が規定されているとして「いきなり憲法を絡めるのは飛躍している」と指摘した。

改憲論議 コロナに便乗？

自民党	内閣の権限強化と議員任期延長を柱とする条文案を作成。新型コロナウイルス感染を受け、定数と任期延長の議論呼び掛け
公明党	権利制限の憲法明記に反対。議員任期延長には賛否両論。山口代表は参院の緊急集会規定を理由に慎重論
立憲民主	内閣の権限強化は国会によるチェック機能が低下するため反対。議員任期延長にも慎重姿勢
国民こく	議員任期延長は政治的思惑が絡む可能性があるとして慎重。憲法議論は優先課題ではないとの立場
日本共産党	憲法改正に反対。新型コロナ問題をきっかけ改憲を進めようとするのは言語道断と自民党を批判
日本維新の会	強制力のない行政の要請では新型コロナの終息は困難だとし、有事の政府権限を憲法に定める議論を主張

緊急事態条項を巡る自野党の立場

改憲論議を急げば、緊急事態宣言による外出自粛などに耐え続ける国民が「不要不急」と強く反発する可能性もある。与党内の慎重論は政府の新型コロナ対応に影響しかねないとの懸念が背景にあるとみられる。